

◎協議事項

(1) 農村救済対策ノ件

今回ノ風水被害ニヨル農村ノ窮乏ニ關シ各支部ノ情勢ヲ報告シ
タ後種々協議ノ結果次ノ如ク決定

(イ) 地主ニ對スル減免要求ハ村ノ區長ヲ通ジテ行フコト

(ロ) 藏入ハシナイコト

(ハ) 減免ノ交渉進展セザルトキハ杉山會長ニ通知スルコト

(ニ) 組織未組織ヲ問ハズ減免問題ニ關シ相互ニ代表者會議ヲ開催
シテ同様ノ要求ヲ行フコト

(2) 調停法和解公正証書ヲ得ラレテ居ルモノノ減免闘争方針ノ件
本件ニ關シ各支部及聯合會本部ノ意見ヲ交換種々協議ノ結果次
ノ如ク決定

(イ) 原則トシテ調停條項ノ放棄ヲ申請スルコト

(ロ) 闘争ノ目標ハ裁判所及ビ府小作官トスルコト

(ハ) 闘争方法ハ大衆部員ヲ以テ之ニ當リ一方再調停ヲ行フ様陳情
スルコト

(ニ) 陳情書ノ作成ハ聯合會本部ニ一任スルコト

(3) 救農土木工事対策ノ件

在來ノ救農土木工事ノ批判ヲ行ツタ後今後ノ活動方針ニ付キ種
々協議ノ結果次ノ如ク決定

(イ) 今後救農土木工事計劃ノ場合ハ當局並ニ農民ノ意氣ヲ攝取ス
ルコト

(ロ) 救農工事起工ノ場合ハ勤勞農民へ通知スルト同時ニ該工事ヲ
大規模ニ實施スルコト

(ハ) 工事ニ關シテハ

A、町村ノ直營トシ仕事ノ分量ヲ増シ賃銀八日拂ニシ最低賃
銀ヲ決定シ貧農ニ就勞優先權ヲ與ヘラレタキコト

B、活動方針トシテハ工事施行前及施行後ニ亘ツテ執拗ニ運